

控訴人 兼 被控訴人(一審被告) 国

被控訴人 兼 控訴人(一審原告ら) 原告番号1ほか

9月17日東京高裁

原発事故損害賠償
群馬裁判控訴審にて

第8準備書面

① 表紙にヒト向け問題の部分を
コピーした。

全文中要旨の方は
群馬原告

丹谷杉江迄

メール下さい。

② tani1953@sea.plala.
or.jp です。

(実質にてお届け済み)

国の主張は国民を分断し
被害を正に評価していない!!

9/18 しんぶん赤旗

原発事故

自主避難を「国土への不当な評価」

国が暴論「損害認めぬ」

群馬訴訟控訴審

東京電力福島第一原
発事故に伴い、福島県

から群馬県に避難した
住民が東電と国に損害
賠償を求めた群馬訴訟
の控訴審の第7回口頭

弁論が17日、東京高裁
(足立哲裁判長)であ
りました。損害論につ
いて原告側と国側が書

面で主張しました。

国側は準備書面で、

政府による避難指示区
域外からの自主避難者
について、2012年

1月以降の避難継続の
相当性を肯定して損害
発生を認めることは
「避難指示区域外に」
居住する住民の心情を

書し、ひいては我が国
の国土に対する不当な
評価となる「から」容
認できない」と主張し
ました。問答無用で国
に従えといわんばかり
の暴論です。原告側弁
護団が明らかにしまし
た。

この日は福島県本宮
市から群馬県高崎市に
避難した4代の原告男
性が意見陳述。福島第
1原発1号機の水素爆
発を受け2011年3

月13日に妻と2歳の長
男を高崎市の妻の実家
に避難させ、自分は翌
年8月に福祉関係の仕
事を辞めて避難しまし
た。男性は「原発事故
は生活を一変させた」
と述べ、周辺住民にも
さまざまな苦痛を与え
たとして、「自分より
悲惨な思いをした人も
いる。被害の現実を理
解してほしい」と訴え
ました。

弁論後の進行協議
で、足立裁判長は、現
地視察を行うとし、日
時や場所については今
後、打ち合わせる予定
です。次回は11月5日
です。

外燃料行蔵書(7)本の

松井一郎大阪市長は17
日、東京電力福島第一原発
から出る放射性物質トリチ
ウム(3重水素を含んだ汚
染水について)「科学的根拠

認容放出

「示せば」

が「海に放出して希釈す
るしか方法がない」などと
発言し、波紋を呼んでいま
す。

松井氏は、大阪湾への放
出で風評被害が生じる恐れ

許せばいい

三二半続

難指示等対象区域以外の区域については放射線被ばくによる健康被害を理由とした居住制限が必要ない旨を明確に表明している。

そうすると、自主的避難等対象区域からの避難の相当性が認められる場合であっても、避難を継続する相当性が認められるのは、原則として平成23年4月22日までであり、子供や妊婦であるなどの個別事情によって、それ以降も避難継続の相当性が認められる余地があるとしても、同年12月末までというべきであった。実際にそれらの時点以降において避難先での生活を継続したとしても、それは、移転先での生活への順応を前提とする新たな居住地の選択であって、損害との関係で継続した避難と評価されるべきものではない(ただし、帰還を検討していた全ての避難者が上記期限を区切りとして直ちに避難元居住地に帰還するというのは現実的ではなく、一審被告国においても、上記期限後の一定期間につき避難継続の相当性が認められる余地があることや、避難者ごとの事情に応じて上記期限後の期間につき避難継続の相当性が認められる余地があることまで、直ちに否定するものではない。)

自主的避難等対象区域からの避難者について、特別の事情を留保することなく、平成24年1月以降について避難継続の相当性を肯定し、損害の発生を認めることは、自主的避難等対象区域での居住を継続した大多数の住民の存在という事実に限らずに不当である上に、自主的避難等対象区域は、本件事故後の年間推算線量が20ミリシーベルトを超えない区域であり、前記第2のとおり、そのような低線量被ばくは放射線による健康被害が懸念されるレベルのものではないにもかかわらず、平成24年1月以降の時期において居住に適さない危険な区域であるというに等しく、自主的避難等対象区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって、容認できない。

(3) 平成23年4月22日以降の避難開始者について

地元の新聞

前記(1)の間に放射線量やその状況に基き、避難先で生活し続ける生活圏内

「住民の心情を害し国土への不当評価」原発控訴審で国土主張
福島第一原発事故で福島県が「本県などに避難した住民らが国と東京電力に損害賠償を求めた訴訟の控訴審第7回口頭弁論が17日、東京高裁(足立哲裁判長)で開かれた。国側は自主的避難者の損害発生を認めることについて「(現在その

地域に住む)住民の心情を害し、わが国の国土に対する不当な評価となるものであることが示された。早ければ来年4月にも結審する可能性がある。」
を明らかにした。答認できないとする立場が「本県などに避難するの口頭弁論で原告側弁護士が「本県などに避難した住民らが国と東京電力に損害賠償を求めた訴訟の控訴審第7回口頭弁論が17日、東京高裁(足立哲裁判長)で開かれた。国側は自主的避難者の損害発生を認めることについて「(現在その

緊急避難準備指示を行うこととしてその旨を公表し、区域を設定したのであり、翻って、自主的避難等対象区域の必要がないことを示しており、加えて、前記(1)が量が増加する見込みもほぼなかったためである。これらの事情を踏まえると、平成23年4月22日対象区域において、なお放射線被ばくによる健康被害等が不安から避難を選択するということが、一般人を基準としてみれば合理的であるということができず、避難元居住地近隣の放射線量が年間推算線量20ミリシーベルトにどれだけ近い値であったか、それが増大する見込みであったか、子供や妊婦であったか、それが、例外的に避難の相当性を認める余地があるにとどまるというのである。特に、本件の一審原告らの中には、平成24年1月以降に避難を開始した者も相当数含まれているところ、そのような避難は、本件事故